


農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日よりBSEの検査対象牛が変わります

- ① **96か月齢以上の死亡牛**
- ② **48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛**
例: 死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛
- ③ **全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛**
例: 興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記については、BSE検査を行う必要があります。
この場合には、NOSAI家畜診療所、開業獣医師等に
連絡をして、検案書等を作成してもらってください。

※死亡牛処理整理票に検案書
を添付する必要があります。



ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

飛騨家畜保健衛生所 (飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp

T E L : 0577-33-1111 (内線402)

F A X : 0577-32-9019